

(平成22年3月31日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認佐賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

- | | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 2 件 |
| 厚生年金関係 | 2 件 |

第1 委員会の結論

申立人のA社B事業所における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和19年10月1日、資格喪失日は20年8月21日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、標準報酬月額については、昭和19年10月から20年4月までは30円、同年5月は40円、同年6月及び同年7月は50円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和19年10月1日から21年6月30日まで

昭和17年からC県D市内にあったE事業所に勤務していたが、空襲がひどくなると聞き、怖くなって同事業所を辞め、時期は覚えていないが、同県F町内にあったA社B事業所に転職した。

E事業所で一緒に勤務していた同僚から、同社での厚生年金保険の加入期間が19年10月から21年6月までであると聞いたが、自分には加入記録が無いことに納得がいかない。申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が氏名を挙げた同僚は、「E事業所を退職後、A社B事業所へ転職し、自分より先に転職していた申立人と一緒に同社に勤務した。」と供述しており、また、申立期間当時に厚生年金保険の加入記録がある別の同僚は、申立人が同社に勤務していたことを記憶している旨を供述していることから、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

また、A社B事業所に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名で生年月日及び性別が異なるが、昭和18年11月16日に被保険者資格を取得し、20年8月21日に資格を喪失している厚生年金保険被保険者記録が確認できるところ、オンライン記録において、当該被保険者記録は、いずれの基礎年金番号にも統合されていないことが確認できる。

これらのことから、当該被保険者記録は、申立人の記録であり、申立人の基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録であると認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和19年10月1日（厚生年金保険法の改正により女性が厚生年金保険に加入できることとなった日）に厚生年金保険被保険者資格を取得し、20年8月21日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められる。

なお、標準報酬月額については、統合する健康保険労働者年金保険被保険者記録から、昭和19年10月から20年4月までは30円、同年5月は40円、同年6月及び同年7月は50円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和20年8月21日から21年6月30日までの期間については、E事業所及びA社B事業所はいずれも現在は厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、賃金台帳等の保管は無く、また、申立人も当時の給与明細書等を所持していないため、当該期間において、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認することができない。

また、E事業所及びA社B事業所に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿において、昭和20年8月21日から21年6月30日までの期間に申立人の氏名の記載は無く、同名簿の整理番号に欠番は無い。

このほか、申立人の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、昭和20年8月21日から21年6月30日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和25年12月10日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を3,500円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のC社D支店における資格喪失日を昭和28年8月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年11月30日から同年12月10日まで
(A社)
② 昭和28年6月22日から同年8月1日まで
(C社D支店)

私は、昭和25年2月からA社（昭和26年11月15日、C社に名称変更。現在は、B社）に採用され、同社D支店開設の業務を行っており、2か月の試用期間を経て同年4月1日に本採用になった。数回、支店間を異動したが、42年5月末日に退職するまでの間、同一の会社に勤務したので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、B社が保管する社員原簿及び申立人の雇用保険の記録から、申立人が、B社において継続して勤務していたことが確認できる。

申立期間②について、申立人と同様にC社D支店で厚生年金保険の被保険者資格を昭和28年6月22日に喪失し、同社E支店で同資格を同年8月1日に取得している同僚は、「厚生年金保険の記録が空白になっている期間は、申立人と一緒にC社F支所に勤務していたので、その間の記録が無いのは考えられな

い。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は各申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、昭和25年10月の社会保険事務所（当時）の記録から3,500円とすることが妥当である。

なお、申立期間①に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関係資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立どおりの被保険者資格の喪失に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

また、申立期間②の標準報酬月額については、昭和28年5月の社会保険事務所の記録から5,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間②に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関係資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立どおりの被保険者資格の喪失に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。